

具 体 的 行 動 計 画

第1条 個人の尊厳の尊重

私たち職員は、全ての人々の基本的人権を積極的に擁護し、利用者一人ひとりをかけがえない大切な存在として尊重します。

（具体的行動計画）

- 自尊心を低下させるような対応や言動に十分配慮します。
- 命令的な口調や威圧的態度、否定的言動や無視、無関心といった態度はとりません。

第2条 生活者としての権利の尊重

私たち職員は、利用者の生活のあり方や仕組みが、これまで慣れ親しんできた地域社会にあることを基本とし、適切なサービスが、利用者本人の意向に沿って行われることを保障します。

（具体的行動計画）

- 利用者の特性を評価し、生活課題の探求をとおしてその人らしい生活ができるように支援します。
- 利用者の特性を尊重し、より良い生活ができる環境づくりに努めます。
- 利用者の身体状況の変化に応じて適切なリハビリテーション支援を実施し、機能低下や二次障害の予防に努めます。

第3条 プライバシーが守られる権利の尊重

私たち職員は、利用者の生活におけるプライバシーを守り、また、個人の情報が、承諾なしに勝手に使用されないことを保障します。

（具体的行動計画）

- 業務上知り得た利用者に関する情報については、第三者や外部に漏れることを防ぎ、プライバシーの保護に努めます。
- 利用者個人のプライバシーが守られているか検証し、改善に努めます。

第4条 不当に財産が侵されない権利の尊重

私たち職員は、利用者の年金、預貯金及び所持金等が不当に侵害されることなく、適切に処理、管理されることを保障します。

（具体的行動計画）

- 利用者の財産は、いかなる場合も本人の同意なしには、管理・運用はいたしません。
- 公費で支給を受けた補装具及び私物の福祉用具については、適切に管理・運用いたします。
- 外出等で利用者の金銭を取り扱う際には、預かった金銭については紛失等事故のないようにします。

第5条 知る権利の尊重

私たち職員は、利用者が必要とする情報を理解できるようにわかりやすく提供し、利用者の知る権利を保障します。

（具体的行動計画）

- 言葉でのコミュニケーションが困難な利用者については、ご本人の表出及び理解の特性を評価し、ジェスチャーや視覚的な情報等を用いて理解しやすい方法で伝えます。
- 利用者の認知面及び心理的特性に応じて、リハビリ日程等の情報は、事前に伝える配慮をいたします。
- リハビリの目的・内容等について、必要な情報は利用者及びご家族に速やかに伝えます。

第6条 自己決定の保障

私たち職員は、利用者が、あらゆる生活の領域で自らの意思によって選択し、決定する権利を保障します。自己選択・決定にあたっては、十分な説明や同意を得ることに配慮し、また、不当・過度の干渉は行わないことを保障します。

（具体的行動計画）

- 利用者にとって不利益にならないよう、本人の自己決定権を最大限尊重して支援します。

第7条 安心・安全な生活の保障

私たち職員は、福祉サービスの提供において、虐待等の早期発見に努め、人権擁護に向けて積極的な対応をします。

（具体的行動計画）

- 利用者の人権について深く理解し、体罰・虐待・言葉の暴力は絶対いたしません。
- 職員間で虐待がないか早期発見に努め、統一した支援をいたします。

第8条 身体拘束へと至らない質の高い生活が守られる権利の保障

私たち職員は、利用者一人ひとりが安全、安心、快適な生活が送れるよう、身体拘束に至らない質の高い生活を積極的に提案します。

（具体的行動計画）

- 一人ひとりの障害特性や行動を評価し、身体拘束に至らないよう、介助方法や見守り、環

境等の工夫を常に模索し支援します。

- 緊急やむを得ない身体拘束を行う場合は、課題に対し切迫性、非代替性、一時性についての検証に努めます。また、法人の身体拘束廃止ガイドライン、船形の郷身体拘束適正化推進の内規に基づき適切に取り扱い、解除に向けた取組を行います。

第9条 質の高いサービスを受ける権利の保障

私たち職員は、利用者一人ひとりのニーズに基づき、その人らしい生活が送れるよう、福祉サービスを提供します。

（具体的行動計画）

- 内部・外部による研修等を通して、利用者の特性に合ったリハビリテーションプログラムを提供できるよう自己研鑽に努めます。
- ヒヤリ・ハット及び事故の原因究明・予防対策を行い安心した生活を提供します。

第10条 サービス利用計画策定に参画する権利の保障

私たち職員は、利用者に係るサービス利用計画の策定にあたっては、利用者本人及び家族の主体的な参画を基本とします。

（具体的行動計画）

- リハビリテーション実施計画書は、家族・本人の意向を確認し適切に見直します。
- リハビリテーション実施計画書については、個別支援会議をとおして多職種と共有し、本人及び家族に情報提供を行います。

第11条 意見・質問・苦情を表明する権利の保障

私たち職員は、利用者の意見・質問・苦情には、真摯に傾聴し、具体的な解決、改善を図っていくことを保障します。

（具体的行動計画）

- 利用者の表情や行動から本人の訴えを読み取る努力を行います。
- 苦情や相談は「なんでも相談」として記録し、情報を共有すると共に早期解決に努めます。
- なんでも相談第三者委員を設置し、意見・質問・苦情に対応いたします。